

(フロン類回収業者用)

誓 約 書

年 月 日

豊田市長 様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりフロン類回収業者を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の登録を受けた者（以下「フロン類回収業者」という。）で法人であるものが使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記1から5に該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに上記1から5のいずれかに該当する者があるもの